

特定保健用食品（規格基準型）の規格基準（案）

特定保健用食品（規格基準型）の規格基準を以下のとおり設定する。

1．関与成分について

関与成分は別表の第 1 欄に掲げるものとし、定められた成分規格に適合していること。なお、一品目中に別表の第 1 欄に掲げるものを複数含んではならないこと。

一日摂取目安量は別表の第 2 欄に掲げる分量とすること。

2．食品形態及び原材料の種類について

食品形態は、別表の区分ごとに既に許可されているものとする。

原則として、関与成分と同種の原材料（他の食物繊維又はオリゴ糖）を配合しないこと。

過剰用量における摂取試験が実施されていること。過剰用量とは、原則として当該食品として摂取する量の原則として 3 倍以上の範囲を指す。

3．表示について

表示できる保健の用途は別表第 3 欄のとおり、摂取上の注意事項は別表第 4 欄のとおり表示すること。なお、必要に応じた注意事項の記載を求める場合がある。

容器包装において関与成分以外の原材料に係る事項を強調して表示する等、特定保健用食品（規格基準型）の趣旨に照らして不適切な表示を行うものでないこと。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区 分	関与成分	一日摂取目安量	表示できる保健の用途	摂取上の注意事項
(食物繊維)	難消化性デキストリン(食物繊維として)	3g～8g	〇〇(関与成分)が含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります。 多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取して下さい。
	ポリデキストロース(食物繊維として)	7g～8g		
	グアーガム分解物(食物繊維として)	5g～12g		
(オリゴ糖)	大豆オリゴ糖	2g～6g	〇〇(関与成分)が含まれておりビフィズス菌を増やして腸内の環境を良好に保つので、おなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります。 多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取して下さい。
	フラクトオリゴ糖	3g～8g		
	乳果オリゴ糖	2g～8g		
	ガラクトオリゴ糖	2g～5g		
	キシロオリゴ糖	1g～3g		
	イソマルトオリゴ糖	10g		